

つくば市教育委員会規則第14号

つくば市地域クラブ活動参加者支援交付金交付規則

(趣旨)

第1条 この規則は、地域クラブ活動参加者支援交付金（以下「交付金」という。）の交付に関する事務の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

(交付金の交付の目的)

第2条 交付金は、地域クラブ活動に参加する生徒の保護者のうち生活に困窮するものの経済的負担の軽減を図ることにより、生徒のスポーツ及び文化芸術の活動の機会を確保することを目的として、予算の範囲内において交付する。

(定義)

第3条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 地域クラブ活動 次のア又はイに掲げる区分に応じ、当該ア又はイに定める活動をいう。

ア つくば市立中学校（つくば市立みどりの南中学校を除く。）又はつくば市立義務教育学校（つくば市立みどりの学園義務教育学校を除く。）に在籍している者 その者の所属する部活動が行われない日において、実施団体がその者に対して提供するスポーツ又は文化芸術の活動の場におけるその者のスポーツ又は文化芸術の活動（その者の所属する部活動と同一の種目又は部門のものに限る。）

イ つくば市立みどりの南中学校又はつくば市立みどりの学園義務教育学校に在籍している者 実施団体（茨城県中学校体育連盟、茨城県教育委員会、一般社団法人茨城県吹奏楽連盟又は茨城県教育研究会が主催する大会又はコンクールに参加しているものに限る。）がその者に対して提供するスポーツ又

は文化芸術の活動の場におけるその者のスポーツ又は文化芸術の活動

(2) 実施団体 次のアからウまでのいずれにも該当する団体をいう。

ア つくば市又はつくば市に隣接している市町村において活動していること。

イ 政治活動又は宗教活動を活動の主たる目的としていないこと。

ウ 団体の構成員に暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員がいないこと。

(3) 生徒 次のア及びイのいずれにも該当する者をいう。

ア つくば市の住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）の規定に基づく住民基本台帳に記録され、かつ、つくば市に居住していること。

イ 次のいずれかに該当する者

(ア) つくば市立中学校（つくば市立みどりの南中学校を除く。）又はつくば市立義務教育学校（つくば市立みどりの学園義務教育学校を除き、後期課程に限る。）に在籍し、部活動に所属していること。

(イ) つくば市立みどりの南中学校又はつくば市立みどりの学園義務教育学校（後期課程に限る。）に在籍していること。

（交付金の交付の対象者）

第4条 交付金の交付の対象となる者（以下「対象者」という。）は、地域クラブ活動に参加する生徒の保護者で、次の各号のいずれにも該当するものとする。

(1) つくば市の住民基本台帳法の規定に基づく住民基本台帳に記録され、かつ、つくば市に居住していること。

(2) 生活保護法（昭和25年法律第144号）第13条の規定による教育扶助（以下「教育扶助」という。）又は学校教育法（昭和22年法律第26号）第19条の規定による援助（以下「就学援助」という。）を受けていること。

(3) 生徒の保護者に市税の滞納がないこと。

（交付対象経費）

第5条 交付金の交付の対象となる経費（以下「交付対象経費」という。）は、対

象者が実施団体に支払った地域クラブ活動の利用料（その額に10円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。

- 2 対象者が地域クラブ活動の利用料及びこれに準ずる活動（生徒の所属する部活動が行われる日において、実施団体が当該生徒に対して提供するスポーツ又は文化芸術の活動の場における当該生徒のスポーツ又は文化芸術の活動（当該生徒の所属する部活動と同一の種目又は部門のものに限る。）をいう。以下この項において同じ。）の利用料を一体として1月ごとに実施団体に支払った場合の当該月の地域クラブ活動の利用料は、当該支払った費用に、当該月の地域クラブ活動の参加予定日数を当該月の地域クラブ活動及びこれに準ずる活動の参加予定日数で除して得た数を乗じて得た額（その額に10円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。

- 3 生徒が複数の地域クラブ活動に参加する場合の交付対象経費は、対象者がいずれか一つの実施団体に支払った地域クラブ活動（一つの種目又は部門のものに限る。）の利用料とする。

（交付金の額）

第6条 1 会計年度における交付金の額は、交付金の交付の申請をする年度の交付対象経費の額とする。ただし、その額が、地域クラブ活動に参加する生徒1人につき2万4,000円を超えるときは、2万4,000円とする。

（交付金の交付の申請等）

第7条 交付金の交付を受けようとする者は、つくば市地域クラブ活動参加者支援交付金交付申請書兼請求書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、つくば市教育委員会（以下「教育委員会」という。）に提出しなければならない。

- (1) 地域クラブ活動に参加する生徒及びその保護者の住民票の写し
- (2) 教育扶助又は就学援助を受けていることが分かる書類
- (3) 生徒の保護者に市税の滞納がないことを証する書類
- (4) つくば市地域クラブ活動参加者支援交付金に係る申立書（様式第2号）

(5) 交付対象経費の領収書の写しその他の交付対象経費の支払を証する書類

(6) 地域クラブ活動参加予定表（様式第3号）（実施団体が部活動の行われる日にもスポーツ又は文化芸術の活動の場を提供している場合に限る。）

2 前項の規定にかかわらず、教育委員会は、同項第1号から第3号までに掲げる書類により証明すべき事実を公簿等によって確認することができるときは、その確認について同意を得た上で、当該書類の添付を省略させることができる。

3 前2項の規定による申請は、当該年度における地域クラブ活動の利用料が2万4,000円を超えた月の翌月の末日又は当該年度の末日のいずれか早い日までに行わなければならない。ただし、他市町村への転出、地域クラブ活動への参加の中止その他教育委員会が必要と認める場合は、教育委員会が別に定める期間内に申請しなければならない。

（交付金の交付等の決定）

第8条 教育委員会は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、交付金の交付の可否を決定し、つくば市地域クラブ活動参加者支援交付金交付（不交付）決定通知書（様式第4号）により、当該申請をした者に通知するものとする。

（交付金の交付の条件）

第9条 教育委員会は、交付金の交付の決定をしたときは、交付金の交付の決定を受けた者に対し、次に掲げる事項について条件を付するものとする。

(1) 教育委員会が交付金について報告を求め、又は教育局職員をして、証拠書類その他の物件を調査させる場合は、これに応じなければならないこと。

(2) 次のいずれかに該当したときは、この交付金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことがあること。

ア 不正の手段により交付金の交付を受けたとき。

イ 交付金の交付の条件に違反したとき。

(3) 前号の場合において既に交付した交付金があるときは、それを返還しなければ

ばならないこと。

- (4) その他つくば市補助金等交付適正化規則（昭和62年つくば市規則第15号）の規定を遵守すること。

（交付金の交付）

第10条 教育委員会は、第8条の規定により交付金の交付を決定したときは、速やかに交付金を交付するものとする。

（適用除外）

第11条 交付金の交付については、つくば市補助金等交付適正化規則第12条の2から第15条までの規定は、適用しない。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、令和5年4月1日から適用する。

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の第3条第1号及び第3号イ並びに第5条第3項の規定は、令和6年4月1日から適用する。